

厚生文教常任委員会会議録（特急反訳）

【速報版】

令和5年3月15日

午後1時30分 開会

○竹田委員長 それでは、皆さん、こんにちは。委員各位におかれましては、御多忙の折、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、本会議において本常任委員会に付託されました議案第7号「泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第12号「泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」までの以上6件について審査いただくものがありますので、委員各位におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

なお、本常任委員会に付託されました議案については、委員会付託事件一覧表としてタブレットに掲載いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、議案の審査に先立ち、理事者から挨拶をお願いいたします。

○山本市長 委員長のお許しを得ましたので、厚生文教常任委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

竹田委員長、谷藤副委員長をはじめ、委員の皆様方には、日頃より市政各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりますことに対し、深く敬意を表する次第でございます。

本日の委員会は、さきの本会議で本常任委員会に付託されました議案第7号から議案第12号までの計6議案について御審査をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審査をいただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます、御挨拶に代えさせていただきます。

○竹田委員長 委員及び理事者に申し上げます。質疑及び答弁につきましては、インターネット中継を御覧の皆様には発言者が分かるよう、御起立いただきますようお願いいたします。

これより議案の審査を行いますが、議案の内容につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、これを省略し、質疑から始めた

と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田委員長 御異議なしと認めます。よって審査の方法につきましては、提案理由並びに内容の説明を省略し、質疑から始めることに決定いたしました。

それでは、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第7号「泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし質疑を行います。質疑はありませんか。

○楠委員 それでは、お聞きしたいと思います。

今回の改正の内容のところで、子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴う第1項の表記削除ということとなっていて、その19条の第2項というのが、調べてみたところなんですけれども、内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならないと、これが削除されることによって、ちょっとどうなるのかを教えてくださいと思います。

○田中保育子ども課長 ただいまの質問について答弁いたします。

もともと保育所等の管轄が厚生労働省であったんですけれども、今回こども家庭庁の設立に伴いまして、保育所の所管庁が内閣府に移行することによりまして、厚生労働大臣との協議が必要なくなったことに伴います削除になっております。

以上でございます。

○井上委員 それでは、直接この議案に対する質問ではないんですけれども、この際ちょっと確認のほうだけさせていただきたいなというふうに思うんですけれども、特定地域型保育事業なんですけれども、この中には小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業というものが分類されているかと思うんですが、この泉南市にはどれだけの事業所数があるのか、確認のほうをさせていただけたらと思います。

以上です。

○田中保育子ども課長 まず、特定教育・保育事業と申しますのは、泉南市から補助金を出すに当たりまして、基準に沿っているかどうかを確認した

上で、補助金を払う事業を指します。

内容につきましては、公立保育施設、公立で補助金はないんですけども、対象になるのが、くすのき幼稚園、あおぞら幼稚園で、あと公立の認定こども園1園、なるにつこ認定こども園です。

あと、公立の保育施設の浜保育所、公立の認定こども園5施設、信達こども園、樽井こども園、西信達地区には、ココアンジュ新家、砂川幼稚園、それから私立保育園としまして1園、ニチイキッズ泉南保育園が特定教育・保育施設となっております。

以上でございます。

○井上委員 ありがとうございます。

そうしましたら、家庭的保育事業に当たる施設でいうと、どちらになりますか。

○田中保育子ども課長 家庭的保育事業所としましては、小規模A型の保育施設が2か所ありまして、西信達保育園P i c c oとリトルアイランドとなっております。

以上です。

○岡田委員 よろしくお願いたします。

まず初めに、こども庁からこども家庭庁になり、設置の施行に伴う法整備ということですが、対象というのは、ちょっと確認させていただきたいんですが、乳幼児から18歳未満でいいのでしょうか。

また2つ目に、学校教育法では、今までも体罰は許されておりましたが、今回削除された懲戒との違いについてお聞かせください。

○田中保育子ども課長 今回、0歳から18歳までが対象かということなんですけれども、各事業によって様々になっておまして、一つ一つの事業ごとに違っております。

1つとしましては、児童という言い方を18歳までということではなくて、事業としては、支援が必要な子どもというふうな事業もあるとなっております。

あとは、学校との違いになってくるんですけども、今回はあくまでも民法及び児童福祉法の改正ということになってきますので、学校につきましては文部科学省の管轄になってくるのかなと思います。

以上です。

○岡田委員 ありがとうございます。

政策によっては30歳までというふうにはちょっとお聞きをしておりますが、そのところをちょっと確認をさせていただきました。

また、学校・教師、保護者・子どもたちの間で、認識の共有が要るかなと思うんですが、どのようにされるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○田中保育子ども課長 情報の共有ということでしょうか。

虐待とかになってきますと、泉南市だったら子どもを守るネットワークとかによりまして、共有する連携体制とか十分あると思いますので、そちらのほうで図れるのかと考えております。

以上です。

○竹田委員長 ほかにないですか。———ないですか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○楠委員 今回民法の改正によるというところで、親の懲戒権を削除して、体罰の禁止を明確化するというところで、改定案が決定しております。これによってやっぱり「しつけ」と言われる体罰の根絶に向けての一步になったんじゃないかなと思いますが、与党の基本法案の基本理念にあるところの子どもの療育は家庭が基本という文言はやっぱり家庭の責任を強調することになりかねないのかなと感じております。

こども家庭庁も設置されるということで、設置でどう変わっていくのか、注視していくということも訴えながら賛成ということで、討論とさせていただきます。

○竹田委員長 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「泉南市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と

し、質疑を行います。質疑ありませんか。——  
—質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決  
することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田委員長 御異議なしと認めます。よって議案  
第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「泉南市家庭的保育事業等の  
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例の制定について」を議題とし、質疑  
を行います。質疑はありませんか。

○岡田委員 安全計画の策定ということなのですが、  
安全計画の策定に当たり、まず設備等の安全点検  
をしなければいけないと思うのですが、この点い  
かがでしょうか、お聞かせください。

○田中保育子ども課長 法定で定めている点検等  
を行うということで、当然おっしゃるようにマニユ  
アルに定める内容になっているかと思えます。

以上です。

○岡田委員 ありがとうございます。

今後定期的に外部の者による評価を受け、公表  
というのはお考えがあるのかどうか、それも併せ  
てお聞かせください。

○田中保育子ども課長 保育施設につきましては、  
定期的に指導監査、現地調査を行っています。そ  
の際に法定点検等をしておるかかどうかというのは、  
確認のほうをしております。

以上です。

○竹田委員長 ほかがございますか。——いい  
ですか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決  
することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田委員長 御異議なしと認めます。よって議案  
第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「泉南市放課後児童健全育成  
事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例の制定について」を議題とし、  
質疑を行います。質疑はございませんか。

○岡田委員 内閣府、文部科学省、厚生労働省  
で2022年度の第2次補正予算に盛り込まれ、送迎  
バス安全装置の設置費用を支援するとのことですが、  
4月よりこの設置というのは義務づけられて  
おりますが、状況をお聞かせください。

○水田生涯学習課長 この留守家庭児童に関しまし  
ては、バスの送迎等ございませんので、条例では  
うたいますけれども、今のところございません。  
以上です。

○竹田委員長 ほかがございますか。——以上  
で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決  
することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田委員長 御異議なしと認めます。よって議案  
第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「泉南市子どもの医療費の助  
成に関する条例等の一部を改正する条例の制定に  
ついて」を議題とし、質疑を行います。質疑はあ  
りませんか。

○楠委員 今回主な改正の内容というところで、生  
活保護法による保護を受けている者は対象外です  
けれども、停止中の方が対象となるということな  
んですが、今泉南市で何名いてるとか分かりまし  
たら教えていただきたいと思えます。

○高尾福祉保険部次長兼生活福祉課長 今停止中  
というか、この条例の部分に当たる者につきましては、  
今現在は第1条、第2条、第3条におきまし  
てはゼロでございます。

過去3年間におきましては、第3条の障害の医  
療、そこにつきましては2名の対象となる方がお

られました。

以上です。

○岡田委員 お願いいたします。

生活保護停止中というのは、期間ですよ。どれぐらいまで延長、最高できるのか、お聞かせください。

○高尾福祉保険部次長兼生活福祉課長 延長はおおむね6か月ぐらい保護が停止ということでございます。

以上です。

○竹田委員長 ほかがございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○岡田委員 この対象者なんですが、妊娠4か月以上で早産、死産、そして流産のほか、人工妊娠中絶も対象なのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○加渡福祉保険部長 健康保険法のこの規定によりまして、妊娠4か月以上の分娩であれば、正常分娩、死産、早産、流産、人工妊娠中絶のいかんを問わず対象となるということです。

○竹田委員長 ほかがございませんか。——いいですか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

以上で本常任委員会に付託をされました議案の審査を終わります。

次に、本委員会の閉会中の継続調査の申出についてお諮りをいたします。

お諮りいたします。本委員会の所管事項につきましては、調査研究のため引き続き閉会中の継続調査の申出を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田委員長 御異議なしと認めます。よって議長に対し、閉会中の継続調査の申出を行うことに決定いたしました。

なお、閉会中において調査を行う事件につきましては、委員長に一任していただきたいと思っております。

以上で本日予定しておりました議案の審査につきましては、全て終了いたしました。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をいただきまして、誠にありがとうございました。

なお、本会議における委員長の報告につきましては、私に一任していただきますようお願いを申し上げます。

これをもちまして、厚生文教常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後1時49分 閉会

(了)

委員長署名

厚生文教常任委員会委員長

竹田光良